

藤沢市既存住宅断熱改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策として電気等の使用に伴う二酸化炭素の排出量を抑制するため、自ら居住する住宅について高性能建材を使用した断熱改修をする者に対し、その費用の一部を補助することについて藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- (2) 既存住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しない戸建て住宅をいう。
- (3) 住戸 戸建て住宅における、各住戸一戸をいう。
- (4) 断熱製品 次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう
 - ア 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）において補助対象となる製品として登録されているガラス、窓及び玄関ドアをいう。
 - イ 未使用品であるもの
- (5) 断熱改修 既存住宅に対する断熱製品による改修をいう。
- (6) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、既存住宅における断熱製品の購入及び設置工事に係る費用であって、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号。）別紙2の2エ（ナ）に定める要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業に該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、第11条に規定する期日までに、同条に規定する完了届を提出できる者であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住又は居住を予定している住宅（店舗、事務所等との兼用の場合も含む。）の断熱改修を行う個人（現に市内に住所を有し、又は第11条に規定する完了届を提出する日までに本市に転入済みである場合に限る。）又は管理組合。
- (2) 市税（申請日現在本市に住民登録がない場合は対象となる年度の課税地の住民税、又は本市に転入して間がないことにより市税の納付の状況を確認することができない場合は対象となる年度の課税地の住民税を含む。）に滞納がないこと。
- (3) 対象住宅の断熱改修を市内に事務所若しくは事業所がある事業者又は個人に請け負わせること。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税額を除く。）の3分の1とし、次の各号に掲げるに掲げる額を上限とする。

(1) 戸建住宅 1住戸あたり300,000円（うち玄関ドアは1住戸あたり50,000円）

(2) 集合住宅 1住戸あたり150,000円（うち玄関ドアは1住戸あたり200,000円）

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(制限)

第6条 補助金の交付は、1住戸につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請日の属する年度の1月末日（当日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに藤沢市既存住宅断熱改修補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 断熱改修する住宅の場所を示す案内図

(2) 断熱改修する前の現況の写真

(3) 断熱改修に係る工事請負契約書の写し（契約書に補助対象経費の内訳明細が記載されていない場合、見積書を添付）

(4) 断熱改修する住宅の平面図、求積図、求積表、姿図

(5) 補助対象経費の要件を満たすものであることがわかる書類

(6) 申請者が個人の場合、申請者の住民票の写し（3か月以内に発行したもの）

(7) 既存住宅断熱改修総括表及び明細書

(8) 集合住宅の場合、管理組合総会等の議案書及び議事録

(9) 集合住宅の場合、改修対象住戸の全所有者の同意書

(10) 集合住宅の場合、各棟の配置図

(11) 次に掲げる場合にあつては該当する書類

ア 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請日の属する年度の住民税の最初の納期限が到来する日（以下「申請年度最初の納税期限日」という。）までに申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

イ 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の当年度の住民税納税証明書

ウ 申請日の属する年度の前々年度の1月2日以降本市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日までに申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

エ 申請日の属する年度の前年度の1月2日以降本市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日

の属する年度の当年度の住民税納税証明書

(9) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市既存住宅断熱改修補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 市長は、前条の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市既存住宅断熱改修補助事業計画変更・中止承認申請書(第3号様式)に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出を必要と認めない場合は、省略することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市既存住宅断熱改修補助事業計画変更・中止承認等通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により承認を決定した場合において準用する。

(事業の完了)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の2月15日(当日が、閉庁日の場合は、翌開庁日)のいずれか早い日までに、藤沢市既存住宅断熱改修補助事業完了届(第5号様式。以下「完了届」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 断熱改修に係る申請者宛の領収書の写し

(2) 施工証明書

(3) 断熱改修した後の現況の写真

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後、速やかに、藤沢市既存住宅断熱改修補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

(取得財産の管理及び処分等)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産の設置の日から起算して10年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。
- 3 前項に規定する処分等を行う場合は、交付を受けた補助金に前項の期間から使用月を引いた値を前項の期間で除した値を乗じて算出した金額（100円未満切り捨て）を返納しなければならない。なお、1か月に満たない使用月については使用月に含めないものとする。
- 4 補助事業者は、第2項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分等に関する承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 取得財産の設置の日から起算して10年以内に処分等を行ったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不適当と認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市既存住宅断熱改修補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、藤沢市既存住宅断熱改修補助金返還命令書（第10号様式。以下「命令書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

（備付帳簿）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間は保管整備しておかななければならない。

（調査）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象製品の設置工事の状況及び設置後の稼働状況等について、施工現場等において調査することができる。

(協力)

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 既存住宅断熱改修に関するアンケート調査

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について必要な事項は、市長が別に定める。